

旅行条件書は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行はトラベル・スタンダード・ジャパン株式会社（東京都豊島区池袋2-14-4池袋TAビル 5階 観光庁長官登録旅行業1949号以下「当社」といいます。）が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2) 旅行契約の内容・条件は、募集広告、トラベル・スタンダード・ジャパン ホームページ（以下「ホームページ」といいます）、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面（最終旅行日程表）及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。
- (3) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運輸・宿泊機関等の提供する運輸・宿泊

その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. 旅行の申込み

- (1) 当社所定の旅行申込書に 所定の事項を記入のうえ、次表に記載した申込金を添えてお申し込みいただきます。申込金は「お支払い対象旅行代金」、「取消料」、「違約金」のそれぞれに一部または全部として取り扱います。また、旅行契約は当社が契約の締結を承諾し申込金を受理したときに成立するものといたします。

旅行代金 （おひとり）	申込金（おひとり）	
	出発日の前日から起算してさかのぼって60日目にあたる日まで	出発日の前日から起算してさかのぼって61日目以前（※）
50 万円以上	10 万円以上旅行代金まで	10万円以上旅行代金の20%以内
30 万円以上 50 万円未満	5 万円以上旅行代金まで	5 万円以上旅行代金の20%以内
15 万円以上 30 万円未満	3 万円以上旅行代金まで	3 万円以上旅行代金の20%以内
10 万円以上 15 万円未満	2 万円以上旅行代金まで	2 万円以上旅行代金の20%以内
10 万円未満	旅行代金の 20%以上旅行代金まで	旅行代金の20%以内

- ※次の場合には、旅行代金の20%を超える金額を申込金として収受することがあります。
- ①お客様がクレジットカード支払いを選択した場合②その他お客様が希望した場合
- (2) 当社は電話、電子メール及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付けます。予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に旅行申込書の提出（ホームページ上にお客様情報等を登録していただくことで、申込書の提出となります。）と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当社はお申し込みはなかったものとして取り扱います。
- (3) 旅行契約は、申込金を当社が受理したときに成立いたします。

3. 団体・グループ契約

- (1) 当社は、団体・グループを構成するお客様の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結および解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
- (2) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出していただきます。
- (3) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何ら責任を負うものではありません。
- (4) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においてあらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

4. 申込条件

- (1) 20 歳未満の方は法定代理人（親権者など）の同意書が必要です。また旅行開始時点で15歳未満の方は保護者の同行が必要です。
- (2) a. 身体に障害をお持ちの方、b. 健康を害している方、c. 妊娠中の方、d. 補助犬使用の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちに申し出ください。）当社は可能かつ合理的範囲でこれに応じます。なお、この場合、利用機関等の求めにより医師の診断書を提出していただく場合があります。又、現地事情や運送・宿泊機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、同伴者／介助者の同行などを条件とさせていただくか、お客様の同意の上、コースの一部内容を変更させていただくか、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。
- (3) 特定のお客様層を対象とした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- (4) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置を取らせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様の負担となります。
- (5) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件でお受けすることがあります。
- (6) お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨及び復帰の有無、復帰の予定日時等の連絡が必要です。その場合、離脱した部分の旅行費用の払い戻しは行いません。
- (7) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- (8) 日本以外の国籍をお持ちのお客様は別途の手続・手配等が必要となる場合がありますので、必ずお申込み時にお申し出ください。
- (9) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (10) お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (11) お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為またはこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (12) その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合があります。

5. 旅行契約の成立時期と契約書面のお渡し

- (1) 旅行契約は、当社が契約の締結を通知し、その通知がお客様に到達し、第2項の申込金を受理したときに成立するものとします。
- (2) 当社は本項（1）の定める契約の成立後速やかに、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）をお渡しします。契約書面はホームページ上の表示、本旅行条件書により構成されます。
- (3) 当社指定の銀行口座へのお振り込みがあった場合には、当社の領収書は、銀行の発行する振込金受領書をもって代えさせていただきます。また、クレジットカードでお支払いの場合には、各クレジット会社が発行する利用明細書をもって代えさせていただきます。

6. 確定書面（最終旅行日程表）

第5項（2）の契約書面を補完する書面として、当社は確定した旅行日程、航空機の便名及び宿泊ホテル名が記載された確定書面を旅行開始の前日までににお渡しいたします。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に申込みがなされた場合には旅行開始日までにお渡しいたします。お渡し方法には、郵送、電子メール、インターネットその他の通信手段を含みます。また、お渡し前であっても、お問い合わせいただければ手配状況についてご説明いたします。当社が旅行契約により手配し、旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は確定書面に記載するところによります。

7. 旅行代金のお支払い期日

旅行代金は旅行開始日から起算してさかのぼって41日目にあたる日以前にお支払いいただきます。旅行開始日から起算してさかのぼって41日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までに支払いいただきます。

8. 基準旅行代金

「基準旅行代金」とは、募集広告又はホームページ等で「旅行代金として表示した金額」に第11項の「追加代金」を加えた金額をいいます。この基準旅行代金は第2項(1)の「申込金」、第15項の「取消料」、第17項（2）の「違約金」、および第25項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。

9. 子供代金と幼児代金

子供代金は、旅行終了日当日を基準に満2歳以上12歳未満のお子さまに適用されます。幼児代金は、旅行終了日当日を基準に、満2歳未満で航空座席を使用しない方に適用します。

10. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃料金。また、契約書面内でファーストクラス席、ビジネスクラス席、プレミアムエコノミー席と明示されていない場合はエコノミークラス席、鉄道は普通車両を利用します。
- (2) 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金（空港・駅・港と宿泊場所、ただし旅行日程に送迎付きと表記してある場合に限ります）
- (3) 旅行日程に明示した宿泊料金及び税・サービス料金（ホームページ等に特に別途の記載がない限り2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします。）
- (4) 旅行日程に明示した観光の料金（バス料金・ガイド料金・入場料等）
- (5) 旅行日程に明示した食事の料金（機内食は除外）及び税・サービス料金
- (6) 航空会社の定める無料手荷物許容量以内の手荷物運搬料金（ご利用航空会社及び、ご利用等級や方面によって異なりますので詳しくはご利用航空会社へお尋ねください。なお、手荷物の運送は当該利用運送機関が行い、当社は運送機関への運送委託手続きを代行するものです。また、航空会社の手荷物有料化に伴い一部含まれない場合もございます。）
- (7) ホームページ等で燃油サーチャージ込みと明記したコースの燃油サーチャージ。該当コースについては、運送機関の定める燃油サーチャージの増額・減額・廃止があった場合も追加徴収および返金はいたしません。
- (8) 添乗員同行コースの添乗員の同行費用
- ※上記諸費用は、お客様の都合により一部利用されなくても払い戻しいたしません。

11. 追加代金

第8項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。（あらかじめ旅行代金に含めて表示した場合を除きます）

- ①I 人部屋を使用される場合の追加代金（大人・子供一律1名様）
- ②ホテルまたは部屋タイプのグレードアップのための追加代金
- ③「食事無し」コース等を基本とする「食事付き」コース等との差額代金
- ④ホテルの宿泊延長のための追加代金
- ⑤航空会社指定をした場合の追加代金
- ⑥航空座席のクラス変更に要する運賃差額
- ⑦その他ホームページ等で「〇〇（追加）代金」と称するもの
- ⑧「送迎無し」コースなどを基本とする「送迎付き」コース等との差額代金
- ⑨日本国内の空港からホームページ等に記載した出発空港への区間を、ホームページ等に記載した追加代金等で利用する場合、その運賃

12. 旅行代金に含まれないもの

- 第10項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
- (1) 旅行日程表に明示していない空港（埠頭、駅）と宿泊施設間の移動交通費用
- (2) 超過手荷物料金（規定の重量・容積・個数の超過分）
- (3) クリーニング・電話料金・ホテルのボーイ・メイド等に対するチップ、その他追加飲食等個人的性質の諸経費及びそれに伴う税・サービス料
- (4) 傷害、疾病に関する医療費傷害、疾病に関する医療費
- (5) 渡航手続関係諸経費（旅券印紙・証紙料金・査証料・予防接種料金及び渡航手続代行に対する旅行業務取扱料金等。）
- (6) 運送機関が課す付加運賃・料金（例：燃油サーチャージ）※航空会社の定める付加運

18. 当社の解除権 旅行開始後の解除

- (1) 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。
- お客様が病氣、必要な介助人の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
 - お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能となったとき。
 - 上記cの一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が出され旅行の継続が不可能になったとき。
 - お客様が第4項(9)から(11)までの何れかの事由に該当していることが判明したとき
- (2) 当社が本項(1)の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわち、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。また、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料、違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。
- (3) 本項(1)のa、cにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様の負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。

19. 旅行代金の払い戻し

当社は、第14項(2)(3)の規定により旅行代金を減額した場合、お客様もしくは当社が旅行契約を解除しお客様に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始日前の解除による払い戻しにあっては、解除の日の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。本項の規程は、第23項または第26項で規定するところにより、お客様または当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

20. 旅程管理

- 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。ただし、当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合、この限りではありません。
- お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。
 - 本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるをえないときは、代替サービスの手配を行います。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めます。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力します。
 - 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置(保護措置)を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

21. 当社の指示

お客様は、旅行開始後旅行終了までの間において団体で行動していただくときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

22. 添乗員

- 添乗員同行の有無はホームページ等に明示いたします。
- 添乗員の同行する旅行においては添乗員が、添乗員が同行しない旅行においては旅行先における現地係員が、旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務およびその他当社が必要と認める業務の全部または一部を行います。
- 添乗員が同行しない旅行においては、現地における当社の連絡先を確定書面に明示いたします。
- 添乗員の業務は原則として、8時から20時までといたします。
- 添乗員は旅程管理に万全を尽くすため、お客様と同行させていただきます。なお、労働基準法の定めからも勤務中、一定の休憩時間を適宜取得させることが必要ですので、お客様各位のご理解とご高配をお願い申し上げます。

23. 当社の責任及び免責事項

- 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- 例えば、お客様が次に掲げるような事由により損害を被られても、当社は本項(1)の責任を負いかねます。ただし、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
 - 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更、もしくは旅行の中止
 - 運送・宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害
 - 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - 日本又は外国官公署の命令、外国の出入国規制又は伝染病による隔離、又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
 - 自由行動中の事故
 - 食中毒
 - 盗難
 - 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮
 - その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

- 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)の規定にかかわらず、損害発生の日翌日から起算して21日以内に当社に対して申出があった場合に限り、旅行者1名につき15万円を限度に(当社又は当社の手配代行者に故意又は重大な過失がある場合を除きます)賠償致します。

24. 特別補償

- 当社は、第23項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日数により4万円～40万円、通院見舞金として通院日数により2万円～10万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度。ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害については補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。
- 当社が第23項(1)の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害賠償金に充当します。
- 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の料金を収受して実施される小旅行(オプションツアー)のうち、当社が旅行企画・実施するものについては、主たる募集型企画旅行契約の一部として取り扱います。
- お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、故意による法令違反、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、山岳登山、ボブスレー、リュージュ、ハングライダー搭乗などの他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。但し、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

25. 旅程保証

- 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更(次の①から②に掲げる変更を除きます。)が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第23項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。
 - ①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)
 - 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変
 - 戦乱
 - 暴動
 - 官公署の命令
 - 欠航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
 - 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
 - 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
 - ②第15項から第18項の規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更。
- 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様1名に対して1募集型企画旅行につき、旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。またお客様1名に対して1募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、第8項の「基準旅行代金」となります。
- 当社が、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第23項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。
- 当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

変更補償金の表

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
一 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
二 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
三 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0%	2.0%
四 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
五 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
六 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%

七 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
八契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
九前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

- 注一「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。
- 注二 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。
- 注三 第三号又は第四号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。
- 注四 第四号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- 注五 第四号又は第七号若しくは第八号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。
- 注六 第九号に掲げる変更については、第一号から第八号までの率を適用せず、第九号によります。
- 注七 現地旅行会社等が実施するオプションルツアーは旅程保証の対象とはなりません。

2 6. お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、お客様は損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は当社に虚偽の報告及び第2項の申込書に虚偽の記載をしてはなりません。
- (3) 当社所定の申込書のローマ字氏名を記入される際には、ご旅行に使用されるパスポートに記載されている通りにご記入下さい。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券・乗船券の発行替え、関係する機関への氏名訂正などが必要となります。この場合、当社はお客様の交代の場合に準じて第27項のお客様の交替手数料を頂きます。尚、運送・宿泊機関の事情により氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除頂く場合もあります。この場合には第15項の当社所定の取消料を頂きます。
- (4) お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (5) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

2 7. お客様の交替

- (1) お客様は、当社の承諾を得た場合に限り、旅行契約上の地位を、お客様が指定した第三者に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に記入のうえ、当社の指定する手数料をお支払いいただきます。ただし、当社は、業務上の都合により、お客様の交替をお断りする場合があります。
- (2) 旅行契約上の地位の譲渡は、当社が承諾しかつ手数料を受理したときに効力を生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲りうけた第三者がお客様から旅行契約に関する一切の権利および義務を継承することになります。

2 8. お客様が出発までに実施する事項

- (1) 旅券・査証について（日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理局事務所にお問い合わせ下さい。）
- a. 旅券（パスポート）：旅行参加には、ホームページ等に記載の残存有効期間を満たす旅券が必要です。
- b. 査証（ビザ）：旅行参加には、ホームページ等記載の国の査証が必要です。現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、ならびにご旅行に必要な旅券・査証・再入国許可及び各種証明書の取得及び出入国手続書類の作成等はお客様ご自身の責任で行っていただきます。ただし、当社は、所定の料金を申し受け、別途契約（渡航手続代行契約）として渡航手続きの一部代行を行います。この場合、当社はお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。
- (2) 保健衛生について：渡航先（国又は地域）の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報ホームページ」（<http://www.forth.go.jp/>）でご確認ください。
- (3) 海外危険情報について：渡航先（国又は地域）によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申し込みの際に販売店より「海外危険情報に関する書面」をお渡しします。また、外務省「外務省海外安全ホームページ」（<https://www.anzen.mofa.go.jp/>）でもご確認ください。

2 9. オプションルツアーまたは情報提供

- (1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を收受して当社が企画・実施するオプションルツアーの第24項（特別補償）の適用については、主たる募集型企画旅行契約の一部として取り扱います。当社実施のオプションルツアーはホームページ等で明示します。
- (2) オプションルツアーの運行事業者が当社以外の現地法人である旨をホームページ等で明示した場合には、当社は当該オプションルツアー参加中にお客様に発生した第24項（特別補償）で規定する損害に対しては、当社は同項の規定に基づき補償金または見舞金を支払います。（ただし、当該オプションルツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨ホームページ等又は確定書面にて記載した場合を除きます。）また、当該オプションルツアーの催行にかかわる運行事業者の責任およびお客様の責任は、すべて、当該オプションルツアーを催行する現地法人および当該運行事業者の定めによります。
- (3) 当社は、ホームページ等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第24項（特別補償）の規定は適用します（ただし、当該オプションルツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット等又は確定書面にて記載した場合を除きます。）が、それ以外の責任は負いません。

3 0. 個人情報の取扱い

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内、又は当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上に必要な範囲で利用させていただきます。※このほか、当社では、1. 当社及び当社と提携する会社の商品やサービス、キャンペーンのご案内。2. 旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い。3. アンケートのお願い。4. 特典サービスの提供。5. 統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

3 1. 通信契約の旅行条件

- (1) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より、所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金、取消料等のお支払いを受けることを条件に、お客様から電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申込みを受けて旅行契約（以下「通信契約」といいます）を締結することがあります。通信契約による旅行条件も本旅行条件書に準拠いたしますが、一部取り扱いが異なりますので、以下に異なる点のみをご案内いたします。
- (2) 本項でいう「カード利用日」とは、お客様または当社が旅行契約に基づく旅行代金等のお支払いまたは払戻債務を履行すべき日とします。
- (3) 通信契約による旅行契約は、電話によるお申込みの場合は当社がお客様からのお申込みを承諾した時に成立します。郵便その他の通信手段によるお申込みの場合は、当社が旅行契約を承諾する旨の通知を発したときに成立します。ただし、電子メール、ファクシミリ等の電子承諾通知の方法で通知した場合は、当該通知がお客様に到達した時に成立します。
- (4) 当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金や取消料等のお支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は、確定した旅行サービスの内容をお客様に通知した日とします。また、契約内容の変更や契約解除等によりお客様が負担することになる費用のカード利用日は、当社が費用等の額をお客様に通知した日とします。ただし、第18項により当社が旅行契約を解除したときは、当社が定める期日および方法により当該費用等をお支払いいただきます。
- (5) 当社は、お客様の有するクレジットカードが無効であるまたは無効になり、お客様が旅行代金・取消料等の一部または全部を提携会社のカードによって決済できないときは、旅行契約の締結をお断りまたは旅行契約を解除することがあります。

3 2. その他

- (1) 海外旅行保険病氣、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。海外旅行保険については当社にお問い合わせください。
- (2) お買い物案内お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社では、お店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしませんのでトラブルが生じないように商品の確認およびレシートを受け取りなどを必ず行ってください。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、お土産店・空港にて手続き方法をご確認のうえ、お客様ご自身の責任で行ってください。海外諸法令又は国内諸法令により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。
- (3) 当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問い合わせ登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更によりお客様が受ける予定であった同サービスが受けられなくなった場合、理由の如何にかかわらず、当社は第 23 項(1) ならびに第 25 項(1) の責任を負いません。
- (4) 旅行開始後に、事故などが生じた場合は、直ちに確定書面でお知らせする連絡先にご確認ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）
- (5) 当社が募集型企画旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、ホームページ等の各コースの説明に記載している出発空港（国内線の特別料金設定のあるコースで当社が承諾し国内部分を含めて募集型企画旅行契約が成立しているものについては、国内線の出発空港）を出発（集合）してから、帰国空港に帰着（解散）するまでとなります。
- (6) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

3 3. お客様への通信手段

当社からお客様への通信又は書類等の送付は、お申し出いただいたお客様の自宅宛の郵便、電話若しくは電報又は申込画面でお客様からお申し出いただいた通信手段の何れかにより行います。

3 4. 募集型企画旅行契約約款

この条件に定めない事項は標準旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社の旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社（約款・旅行条件書）からもご覧になれます。

3 5. ご旅行条件の基準

この旅行条件は 2021年12月1日を基準としています。旅行代金は2021年12月1日現在有効なものとして公示されている航空運賃・適用規則を基準として算出しています。

トラベル・スタンダード・ジャパン株式会社

（観光庁長官登録旅行業第1949号）
〒170-0014 東京都豊島区池袋2-14-4 池袋TAビル5階
（社）日本旅行業協会 正会員
総合旅行業務取扱管理者 早川 巧、新井 悠美

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引きの責任者です。ご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご遠慮なく上記の総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。